事務所News

2025.3 Z-067

発発行: ふじわら税理士事務所 兵庫県高砂市神爪1丁目 12番 18号 高田ビル 2F Tel.079(433)0030 Fax.079(433)0020

税金 (税金の1今) トレント"! ZEIKIП TREID

前年度は黒字、今年度は赤字 その法人税、取り戻せるかも?

欠損金の繰戻し還付請求とは?

法人税が戻る仕組み

「法人税は、利益が出たときに支払うもの」――そう考えている方は多いかもしれません。 しかし、もし赤字になった場合、前年度に納めた法人税の一部を取り戻せる制度がある ことをご存じでしょうか? それが「欠損金の繰戻し還付請求」です。

この制度を活用すれば、資金繰りの改善や納税負担の軽減につながります。しかし、 適用には要件がありますので、適切に申請手続きを行うことが大切です。本コラムでは、 制度の仕組みや具体的な活用方法、注意点について分かりやすく解説します。

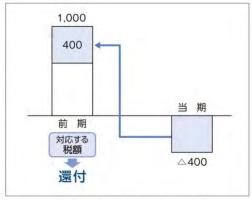


1 制度の概要

欠損金の繰戻し還付請求とは、法人が赤字(欠損)となった場合に、 前年度の黒字と相殺し、納めた法人税の一部を還付してもらえる制度 です。赤字を翌年度以降の利益と相殺する「欠損金の繰越控除」と は異なり、即時に法人税の還付を受けられます。

【要件】

- ① 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書を提出していること。
- ② 欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限までに提出していること。



参考: 財務省 欠損金の繰戻しによる還付の特例 https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf

③ 上記②の確定申告書提出と同時に「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を提出していること。

【欠損金の繰戻し還付の請求ができる中小企業者等】

- ① 普通法人のうち、その事業年度終了の時の資本金もしくは出資金の額が1億円以下であるもの(資本金の額または出資金の額が5億円以上の大法人の完全子会社などを除く)、または、資本もしくは出資を有しないもの(大通算法人、相互会社及び外国相互法人を除く)。
- ② 法人税法に規定する公益法人等または協同組合等
- ③ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされる認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合および敷地 分割組合
- ④ 人格のない社団等



【計算方法·計算式】

次の算式で計算した金額が還付請求できます。但し、通算法人については、計算方法が異なります。

①法 人 税

··· 還付金 = 還付所得事業年度の法人税額×

欠損事業年度の欠損金額(※)

還付所得事業年度の所得金額

② 地方法人税 法人税の還付請求額×10.3%

※法人が還付金額の計算の基礎として還付請求書 に記載した金額が限度となります。また、分母の 金額が限度となります。

2

欠損金の繰戻し還付と地方税

欠損金の繰戻し還付は、法人税と地方法人税にのみ適用されます。

繰戻し還付制度は、事業税や住民税などの地方税には適用されません。したがって、法人税や地方法人税について欠損金の繰戻し還付の適用を受けた場合、事業税(所得割)・住民税(法人税割)は、その繰戻し還付がなかったものとして計算します。その事業年度において生じた欠損金は、翌期以降に繰り越すための手続きが必要となります。この手続きにより、法人税の繰越欠損金と、事業税の繰越欠損金の金額は一致しなくなりますので注意が必要です。

(1) 事業税の処理

事業税の欠損金は、欠損所得金額(繰戻し還付適用前の欠損金)となり、第6号様式別表9(欠損金額等及び災害損失金の控除明細書)で翌期以降に繰り越し、翌期以降の事業税の計算の基礎となる所得金額から控除します。

(2) 住民税 (県民税・市民税法人税割) の処理

欠損金の繰戻し還付により還付を受けた法人税額は「控除対象還付法人税額(いわゆる住民税の欠損金)」として、道府県民税は第6号様式別表2の3、市町村民税は第20号様式別表2の3(控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書)で翌期以降に繰り越し、翌期以降の道府県民税及び市町村民税の計算の基礎となる法人税額から控除します。

3

特別な事情がある場合の欠損金の繰戻し還付

① 解散等の事実が生じた事業年度の欠損金の繰戻しによる還付

解散 (適格合併による解散は除く。)、事業の全部の譲渡、会社更生法等の規定による更生手続の開始など一定の事実が生じた場合で、解散等の事実が生じた日前1年以内に終了した事業年度または解散等の事実が生じた日の属する事業年度において生じた欠損金額があるときは、欠損金額を繰り戻して法人税の還付を請求することができます。

② 災害損失欠損金額の繰戻しによる還付

災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度または災害のあった日から同日以後6か月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その事業年度または中間期間(災害欠損事業年度)開始の日前1年(青色申告である場合には、前2年)以内に開始したいずれかの事業年度(還付所得事業年度)の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができます。

災害とは

震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、 落雷、噴火その他の自然現象の異変による 災害および鉱害、火薬類の爆発その他の人 為による異常な災害ならびに害虫、害獣そ の他の生物による異常な災害をいいます。

災害損失欠損金額とは

災害欠損事業年度の欠損金額のうち、災害損失の額(災害により棚卸資産、固定 資産または一定の繰延資産について生じた損失の額で、資産の滅失等により生じた 損失の額、被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額および被害の拡大 または発生の防止のための費用に係る損失の額(保険金、損害賠償金等により補て んされるものを除きます。)の合計額をいいます。)に達するまでの金額をいいます。